

学校図書館補助員(会計年度任用職員)登録者募集要綱

※ 今回の募集は、配属されている学校図書館補助員に欠員等が生じた際に随時採用するための登録を行うものであり、登録された全ての方が採用されるわけではありませんので、ご了承ください。

1. 募集人数

若干名

2. 業務内容

大阪府立の小学校及び中学校のうち数校を巡回し、担当校の学校図書館の開館、学校図書館の管理業務の補助、学校における読書活動の推進に関する業務の補助に従事していただきます。

3. 応募資格

(1) 以下のいずれかの項目に該当する者

- ・ 司書(司書補)資格を有する者
- ・ 司書教諭資格を有する者
- ・ 公立図書館、学校図書館、大学図書館で図書館業務に従事した経験を有する者
- ・ 教員として学校に勤務した経験を有する者
- ・ 学校図書館の業務に関心・意欲のある者

(2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4. 任用期間

採用日から令和3年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

5. 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

原則として1日6時間(6時間勤務の場合、別に休憩時間1時間を付与)、配置枠ごとに定める日数(補助

員 1 人に対し週 2～4 日)

具体的な勤務曜日・勤務時間は学校ごとに指定します(別紙「令和2年度学校図書館補助員配置枠一覧」参照) ◎配置枠ごとに 1 名の補助員を配置します。

(2) 休務日

勤務日として指定しない日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所 大阪市立各小中学校

(4) 報酬等

	報酬		期末手当
週 2 日勤務	時間額	1,102～1,269 円	支給しません。
週 3 日勤務	月額	79,344～91,408 円	当該年度の任期が 6 カ月以上ある場合、支給します。
週 4 日勤務	月額	105,792～121,800 円	

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当が支給されます。

上記報酬等は、令和2年 7 月 2 日時点(募集時点)のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等 会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

(6) 社会保険 週 4 日勤務のみ、健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり。

(7) 服務

- ・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・ 営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6. 申込方法

(1) 必要書類

ア) 受験申込書(本市所定様式) 必要事項を記入し、写真を貼付。

イ) 申し立て書(本市所定様式) 名前、住所及び生年月日を記入し、朱肉を使用する印鑑を押印。

(2) 送付先 大阪市立中央図書館 学校図書館支援グループ

〒550-0014 大阪市西区北堀江4-3-2

上記ア)イ)を角形 2 号封筒に入れ、封筒の表面に「補助員登録申込」と朱書して郵送

(3) 受付期間 令和2年 7 月 2 日(木)以降随時

※受験申込書、申し立て書は、次のホームページよりダウンロードできます。

「大阪市教育委員会 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000508223.html>)」

「大阪市立図書館 (https://www.oml.city.osaka.lg.jp/index.php?key=jo323mnv2-510#_510)」

※受験申込書は両面印刷してください。

※郵便による受験申込書の請求もできます。封筒の表に「補助員受験申込書希望」と朱書き、送付先を明記し94円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封して、前掲(2)までご請求ください。

7. 口述試験(面接)の実施

- ・ 申込書到着後、受験資格等を審査のうえ、口述試験(面接)の実施日・時間を電話で連絡します。
- ・ 試験会場は、大阪市立中央図書館(本要綱4ページの地図参照)です。
- ・ 口述試験では、主として人物に関する面接、勤務条件に関する聞き取りなどを行います。必ず本人がお越しください。

8. 採用手続きについて

(1) 合否通知について

口述試験の結果は、合否にかかわらず通知します。

合格となった方は、登録者名簿に登録されます。令和2年度中に学校図書館補助員(会計年度任用職員)の補充採用を行うこととなった場合は、必要に応じて採用連絡します。登録された方が必ず採用されるわけではありません。

(2) 登録者名簿の有効期間

登録者名簿の有効期間は令和3年3月31日までとなります。なお、有効期間後、再度登録を希望される方は、次回以降の募集の際に改めて登録してください。

(3) 登録の取消・変更・失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や住所や連絡先を変更される場合は、必ず学校図書館支援グループへご連絡ください。

9. その他

- ・ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・ 受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します)。

10. 問合せ先

大阪市立中央図書館 学校図書館支援グループ

〒550-0014 大阪市西区北堀江4-3-2 電話:06-6539-3307 FAX:06-6539-3337

(電話でのお問合せは平日の9:00~17:30にお願いします)

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、サービス規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律してサービス規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、サービス規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

試験会場 大阪市立中央図書館 〒550-0014 大阪市西区北堀江 4-3-2



Osaka Metro 千日前線・長堀鶴見緑地線「西長堀」下車(7号出口)

※西側「職員通用口」よりお入りください。自動車等での来場は厳禁します。

職員通用口からの順路は当日掲示します。